

大田区新基本計画

大田区の情報セキュリティに関する 取り組みについて

情報公開・個人情報保護制度

【情報公開制度と個人情報保護制度】

区では、区民の暮らしに身近な様々な情報を保有しています。この情報の中には、区政運営に関する情報や、区民の皆さんが区民サービスの手続の際に提出した書類に記載した個人に関する情報などが含まれています。

区は、区政を担うに当たり、区民の皆さんの個人情報保護を責務を負うとともに、区政に関する情報を発信し説明する責任も負っています。区は、これらの責務を果たすため、区政に関する情報の公開の推進を図ることでより一層開かれた区政を実現すること、及び個人情報を取り扱う際のルールを定めることで区民の皆さんのプライバシーを守ること、そしてこれらを通じて区民の皆さんと区政との信頼関係を増進することを目的として、大田区情報公開条例と大田区個人情報保護条例を制定し制度を実施しています。

【情報公開制度】

区は、大田区情報公開条例に基づき、区が保有する文書・図面等（以下「公文書」といいます。）の公開を求める権利を保障し、請求に応じて公開しています。

開示請求は、対象の公文書を管理している課で受け付けています。

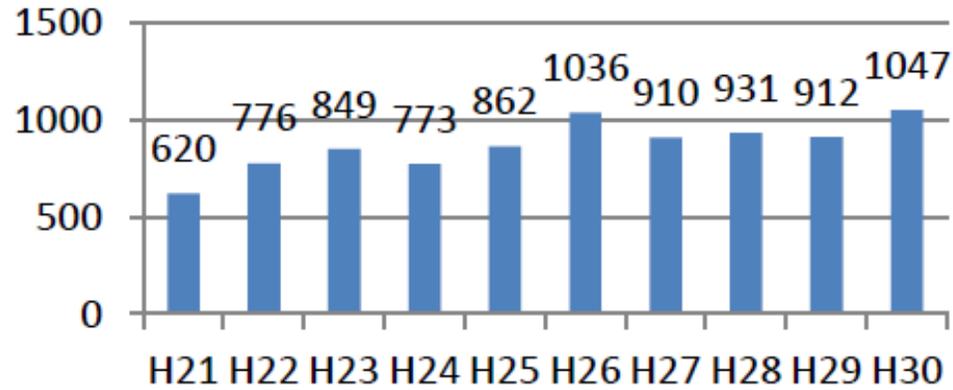
【個人情報保護制度】

区は、大田区個人情報保護条例に基づき、区が保有する皆さんの個人情報を適正に取り扱うためのルールを定め、そのルールに基づいた取扱いを義務付けています。

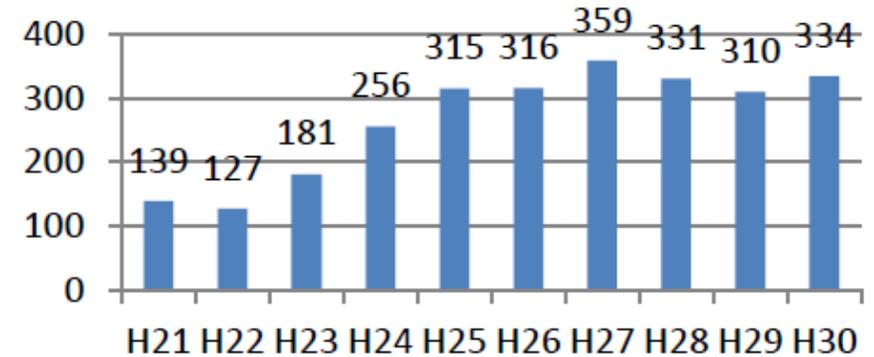
また皆さんには、区が保有する皆さん自身の個人情報（以下「自己情報」といいます。）の開示、訂正等を請求する権利を保障しています。開示等の請求は、自己情報を保有している課で受け付けています。

各請求件数

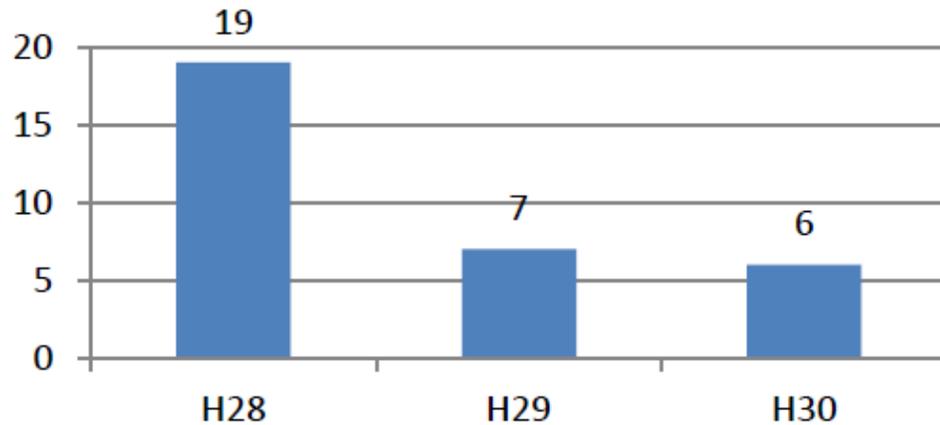
公文書開示請求件数



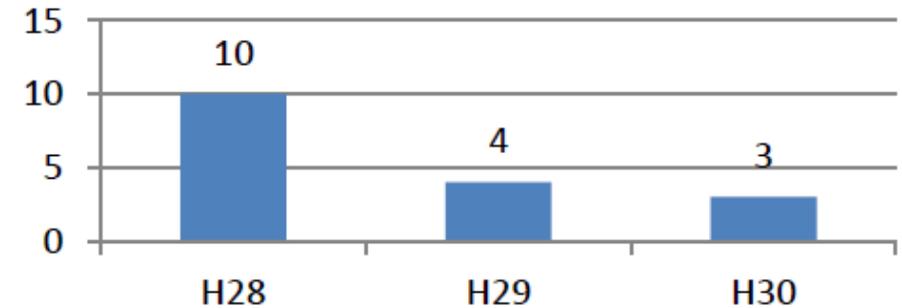
自己情報開示請求件数



行政処分に関する 審査請求件数



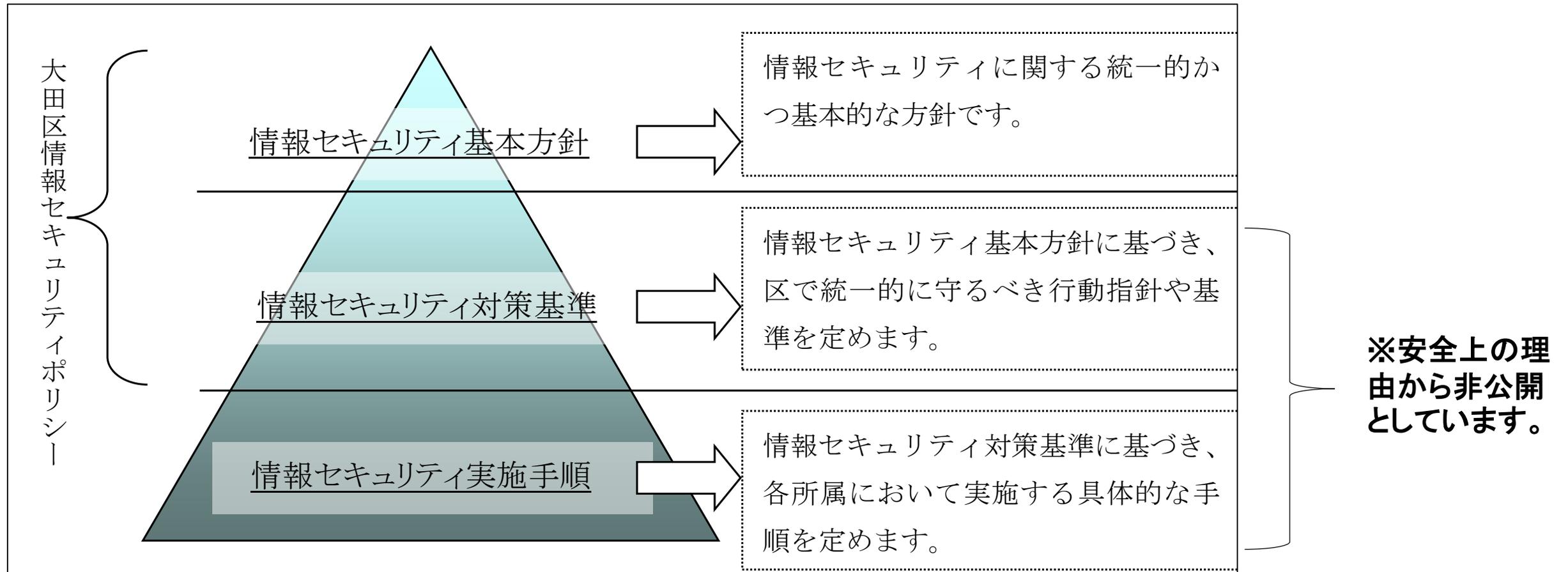
情報公開・個人情報保護 に関する審査請求件数



大田区情報セキュリティ基本方針

個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策を、総合的、体系的に実施しています。

- (1)管理体制の整備 (2)情報セキュリティ対策の規定等の整備 (3)研修・教育 (4)法令等の遵守



体制面での取り組み

平成29年度に策定したセキュリティ事故対応マニュアル(O-SIRT※マニュアル)を確実に実行するため、昨年度に引き続き職責に応じた研修を実施し全庁的にセキュリティ対策の徹底を図るとともに、端末のOSや外部接続環境の更新等に対応して各課における情報セキュリティ実施手順の改定を進める。

※ O-SIRT (Ota-Security Incident Response Team)
大田区セキュリティ事故対応チーム

システム面での取り組み

データの不正持ち出しを防ぐなどのシステム面での仕組み(ファイルの暗号化・無害化、ネットワークの完全分離、システム利用時の生体認証の導入など)を取り入れております。

マイナンバーの安全な管理について

マイナンバーは、番号法や地方公共団体の条例で定められた行政手続きの範囲で取り扱わなければならない旨が法律で定められています。

国や地方公共団体などは、マイナンバーの漏えい、滅失や破壊の防止などのために、適切な安全管理措置を講じる義務も課されています。

【個人情報保護委員会 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン】

国の個人情報保護委員会が定めた、地方公共団体等が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針です。

これを受けて、区では、皆さんのマイナンバーを安全に取り扱うために、次のような安全管理措置を講じていきます。

【安全管理措置の例】

- ・職員の教育と監督を行います。
- ・マイナンバーを取り扱う場所を決めて管理します。
- ・マイナンバーを取り扱う機器の盗難防止と、紙ファイルやデータなどの施錠保管を徹底します。
- ・マイナンバーや個人情報を取り扱う担当者を限定します。
- ・取扱規程(注釈1)やマニュアルを整備します。
- ・業務委託先に対する監督を徹底します。

※区は、平成27年10月5日付けで、「大田区が取り扱う個人情報、個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程」を整備しました。

マイナンバー 特定個人情報保護評価

【特定個人情報保護評価とは】

特定個人情報保護評価とは、マイナンバー制度における区民の皆様のプライバシー等の権利利益を守るために、区役所などがマイナンバーを保持・活用する前に、個人情報保護等の取扱いに対する取り組み状況进行评估するものです。

【大田区における特定個人情報保護評価について】

- ・全項目評価書では、パブリックコメントを実施
- ・情報セキュリティ・個人情報保護などの専門家により構成された特定個人情報保護評価書を専門にチェックする「大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会」を設置し、第三者による点検を実施

【特定個人情報保護評価書の公表について】

番号法に基づく意見募集及び大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会による点検が終了し、国の個人情報保護委員会へ提出した評価書を公表します。

この評価書は、個人情報保護委員会のマイナンバー保護評価のページにも公表され、全国の市区町村等の評価書が検索、閲覧できます。

【特定個人情報保護評価書の適正確認について】

外部の委託専門事業者により評価書に記載されたとおりに運用されているかなど特定個人情報ファイルの取扱いの適正性について、定期的に適正性確認事業を実施します。